



### デジタル払い



**Q**

現在、会社から支払われる賃金は銀行振り込みで受け取っています。4月からは賃金のデジタル払いが可能となることを聞きました。が、どのようなものか教えてください。

**A**

労働者が雇用主から受け取る賃金(給料)は、労働基準法の定めにより現金払いが原則ですが、労働者が同意した場合、銀行口座などへ振り込みが認められてきました。  
キャッシュレス決済の普及や送金手段の多様化のニーズに対応するため、2023年4月より、労働者が同意した場合に、厚生労働大臣が指定

## 賃金のデジタル払いが可能になります

した一部の資金移動業者(〇〇Payなど)の口座への賃金支払いも認められることとなります。賃金のデジタル払いを事業所に導入する場合には、雇用主と労働者で労使協定を締結し、その上で雇用主は、労働者に必要な説明を行い、個別の同意を得る必要があります。

また、注意点として次のものがあります。

●労働者が希望しない場合はこれまでどおり銀行口座などで賃金を受け取ることができません。また、雇用主は希望しない労働者に賃金のデジタル払いを強制してはいけません。

●賃金の一部をデジタル払いで受け取り、その他は銀行口座などで受け取ることも可能です。

●賃金のデジタル払いは、賃金の支払い・受け取り方法の選択肢の一つ

詳しくは、担当課までお問合せください。

鳥取労働局労働基準部監督課

電話0857(29)1703